

292 法科大学助教授川名兼四郎私立中央大学他二校へ出講許可指令案

〔明治三十九年十月九日〕

書記官 (中村恭平)

書記 (富塚惣) (榎本勝多)

総長 (浜尾新)

案

(欄外注記1)

東京帝国大学法科大学助教授 川名兼四郎
九月廿五日附願私立中央大学私立法政大学私立専修学校ニ於テ
民法講義受嘱ノ件聽許ス

年 月 日

総長

供聞 御願

学長 (穂積八束)

(松永武夫)

川名兼四郎
(下札)

右私儀左の私立学校に於て毎週三時間民法の講義致度候間御認
可被下度此段及御願候也

但車代之外報酬ハ不申受候

中央大学 法政大学 専修学校

九月廿五日

右 川名兼四郎

(印)

東京帝国大学総長 濱尾 新殿

(欄外注記1)

「指令済十月九日」

(下札)

各校三時間即チ九時間トモ見ユルニ付法科大学問合セタルニ同大
学ニ於テモ既ニ同様ノ疑義アリ本人へ問合セタルニ各校ヲ通シテ
三時間即チ一校一時間ツ、ナル旨申出アリシ由回答アリ
根本勝多

〔『検印録』明治三十九年、◎F 10〕